

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (12)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

### 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (12)

#### 国会の表決数の整理

	表決数	事 例
原則	出席議員の過半数	下の場合以外
例外	出席議員の3分の2以上	①議員の資格争訟裁判により議員の議席を失わせる場合 (第55条)
		②両議院で秘密会を開く (第57条1項但書) ③両議院で議員を除名する場合 (58条2項但書) ④衆議院で法律案を再議決する場合 (59条2項)
	総議員の3分の2以上	憲法改正を発議する場合 (第96条1項)

#### 憲法第五十六条 【 定足数、表決 】

両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。  
2. 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 語句説明

- ①議 事・・・会合して審議すること。また、議すべき事柄。
- ②過半数・・・全体の半分より多い数。
- ③可 否・・・よしあし。賛成と反対。賛否。

#### 説明概要

第56条は、各議院の意思決定の方法を定めています。  
1項では、定足数を定めています。つまり、議事を進めるために必要な最小限度の出席者数です。最低でも3分の1以上の議員の出席が必要であり、その出席議員の有効投票数の過半数で議決されます。  
2項の「憲法に特別の定めのある場合」とは、第55条（議員の資格争訟）、第57条1項（秘密会の開催）、第58条2項（議員を除名）、第59条2項（衆議院による法律案の再可決）、第96条1項（憲法改正の発議）、があります。

#### PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>> 一覧へ戻る

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.